



2021年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ  
代表者名 代表取締役社長 兼  
          社長執行役員 奥平 和良  
(コード番号 9885 東証第二部)  
問合せ先  
責 任 者 執行役員 千本松 重雄  
T E L 0 7 8 - 7 9 2 - 7 0 4 6

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月23日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の目的

(1) 当社は、監査等委員の過半数を社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の実効性を高めることで、当社企業グループのコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるとともに、取締役会における戦略議論を活発化させることにより、当社企業グループの企業価値のさらなる向上を図るため監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更等を行い、併せて、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものです。

(2) 事業内容（事業目的）について、より現状に即した内容に改めるとともに、2020年8月17日付にて子会社化した株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの事業目的を追加して変更するものです。

(3) 資本政策および配当政策の実施を機動的に行うことができるよう剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるように変更するものです。

(4) その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の整備等を行います。

なお、本議案における定款変更については、2021年6月23日開催予定の当社第46回定

時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

3. 定款日程の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日      2021年6月23日

定款変更の効力発生日                      2021年6月23日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">株式会社シャルレ定款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>(1) ~ (3) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(5) <u>光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化製品、自動車、自転車、自動二輪車</u></p> <p>(6) (条文省略)</p> <p>(7) <u>ミネラルウォーター、清涼飲料水、酒精含有飲料、油糧</u></p> <p>(8) <u>造園および園芸用の資材</u></p> <p>(9) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 次の製品の販売および輸出入</p> <p>(1) 食料品、<u>健康飲料水</u>、健康食品</p> <p>(2) ~ (4) (条文省略)</p> <p>3. ~ 6. (条文省略)</p> <p>7. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理に関する事業</p> <p>8. ~ 11. (条文省略)</p> <p><u>12. エステティックサロン、マッサージサロンの経営およびトータルビューティコンサルタント業</u></p> <p><u>13. 靴、楽器、装身具の製造、加工、修理および販売</u></p> <p><u>14. 鍵、かばん、ハンドバック、袋物、かつら、玩具、ビール、発泡酒の製造および販売</u></p>	<p style="text-align: center;">株式会社シャルレ定款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工、販売および輸出入</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 靴、鞆、ハンドバック、かつら</u></p> <p><u>(5) (現行どおり)</u></p> <p><u>(6) 光学機器、通信機器、電子機器、家庭用電化製品</u></p> <p><u>(7) (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(8) (現行どおり)</u></p> <p><u>(9) 水栓バルブ等の金属加工品</u></p> <p><u>(10) 自動車用品、自動車用付属品</u></p> <p><u>(11) プラスチック製家庭用雑貨品</u></p> <p><u>(12) 運動器具、医療器具</u></p> <p>2. 次の製品の販売および輸出入</p> <p>(1) 食料品、<u>清涼飲料水</u>、健康食品</p> <p>(2) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>3. ~ 6. (現行どおり)</p> <p>7. 不動産の<u>保有</u>、売買、仲介、賃貸および管理に関する事業</p> <p>8. ~ 11. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>15. ヘルスセンター、ヘルスクラブ、クアハウス、フィットネスクラブ、遊技場、カルチャーセンター、ホテルおよびプレイガイドの経営</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>16. ・ 17. (条文省略)</p>	<p><u>12. ・ 13.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>18. 花、観葉植物、書籍および雑誌の販売</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>19. 水処理および循環装置等公害防止機器の販売および設置工事</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>20. 産業廃棄物燃焼処理装置等の環境機器の販売および設置工事</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>21. ～ 26. (条文省略)</p>	<p><u>14. ～ 19.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>27. フランチャイズチェーンシステムの研究開発ならびに加盟店の募集および指導</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>28. 学習塾その他各種教室の開設、経営指導およびこれらの経営ならびに教育、芸術、スポーツその他の文化事業の企画および実施</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>29. 介護保険法に基づく居宅サービスおよび居宅介護支援の事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>30. (条文省略)</p>	<p><u>20.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>31. 有料老人ホーム、高齢者福祉施設および障害者介護施設の経営、運営ならびにこれらの施設に関する設立企画およびコンサルタント業務</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>32. ～ 38. (条文省略) (新設)</p>	<p><u>21. ～ 27.</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>28. 一般日用品雑貨の販売、管継手・バルブその他配管用品の組み立ておよび販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>29. エネルギーの研究、開発および技術提供</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>30. 水に関する製品の研究、開発、技術提供、製造および販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>31. インターネット上のショッピングモールの開設および運営</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>32. 各種メディアへの原稿執筆、出演・講演ならびに書籍、出版物等の企画、編集、制作および販売</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>33. 経営に関する総合コンサルタント業務</u></p>
<p>39. ・ 40. (条文省略)</p>	<p><u>34. ・ 35.</u> (現行どおり)</p>
<p>第 3条 (条文省略)</p>	<p>第 3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第 4条</p>	<p>第 4条</p>

現行定款	変 更 案
<p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5条・第 6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 7条</p> <p><u>当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8条 ~ 第18条 (条文省略)</p> <p>第 4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>取締役に欠員を生じた場合においても法定数を欠かない限り次の定時株主総会まで補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 ・ 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は、選任後 <u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員または補欠のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5条 ・ 第 6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7条 ~ 第17条 (現行どおり)</p> <p>第 4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 ・ 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条</p> <p>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条</p>	<p><u>でとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第 3項の規定に基づいて選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長 1名を選定し、取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前号に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 <u>前 2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条</p>

現行定款	変更案
<p>当社は、取締役（議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>当社は、取締役（議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面<u>または電磁的記録</u>により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>（取締役会の議事録）</p>	<p>（取締役会の議事録）</p>
<p>第27条</p>	<p>第26条</p>
<p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印する。</p>	<p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（重要な業務執行の決定の委任）</u></p>
<p>第28条 （条文省略）</p>	<p>第27条</p>
<p>（取締役の報酬等）</p>	<p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第29条</p>	<p>第28条 （現行どおり）</p>
<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>（取締役の報酬等）</p> <p>第29条</p> <p><u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>区別して</u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条 （条文省略）</p>	<p>第30条 （現行どおり）</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（監査役の数）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第31条</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（監査役の選任）</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第32条</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>（監査役の任期）</u></p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第33条</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第40条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第 1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1項の監査役（監査役であ</u></p>	

現行定款	変更案
<p>った者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
	<p><u>第31条</u>  <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第32条</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
	<p><u>第33条</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを決する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
	<p><u>第34条</u>  <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u>  <u>第35条</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条・第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第46条</p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって、毎年 3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第47条</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条・第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条</p> <p><u>当社は、会社法第459条第 1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条</p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前 2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条</p> <p><u>期末配当金および中間配当金が、</u>支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p><u>をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条</p> <p><u>配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）に</u> <u>おいて、その支払開始の日から満 3年を経過しても受領され</u> <u>ないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 46 回</u> <u>定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生</u> <u>ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者</u> <u>を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法</u> <u>令の定める限度で免除することができる。</u></p>

以 上